緊急事態宣言の解除に伴う施設運営等について（9 月 30 日更新）

国は 9 月 30 日をもって緊急事態宣言を解除することを決定しましたが、都においてはリバウンド防止措置を行うことにしています。これに伴い区では体育施設の運営時間等を下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

記

1　実施期間について

令和 3 年 10 月 1 日(金) から 10 月 24 日(日)まで

※リバウンド防止措置は今後の新型コロナウイルスの感染状況により、期間や内容が変更となる可能性があります。

2　施設使用について

（1）全体育施設の開場時間を午後 9 時までとします。

利用可能時間　：　午前 9 時～午後 9 時まで

施設窓口業務・電話受付業務も午後 9 時までです。

（2）夜間の使用について

【貸切使用】

午後 7 時~9 時の時間枠を予約されていた方は、午後 9 時までご利用可能です。

【一般使用】

午後 9 時までとなります。

（3）新型コロナウイルス対策を理由とする施設キャンセル

新型コロナウイルス対策を理由とするキャンセルは、引き続き利用制限（直前キャンセル）の対象にはなりません。キャンセルの場合は、利用開始時刻までに、ご予約された施設まで電話でお問い合わせください。

（4）その他

午後 9 時までの施設利用後は、速やかにご退館いただきますようご理解ご協力をお願いいたします。

３　財団が主催実施する各教室等について

（1）開催時間

午後９時までに終了いたします。

詳しくは、各施設ブログでご確認いただくか、各教室の実施施設までお問い合わせください。

※　引き続き教室事業等に関しては、スポーツ庁等のガイドラインに基づく感染防止対策を徹底し適正な運用を実施してまいります。

（2）今後の教室実施について

今後の状況の変化に応じて変更させていただくことがありますので、ご了承ください。

４　その他

体育施設・集会所での教室以外で予定しているイベント等につきましては、財団ホームページでご確認いただくか、財団本部事務局までお問い合わせください。

今後の状況によっては、期間等が変更になる可能性があります。その際は、改めて財団ホームページ等でお知らせいたします。

引き続き、①入館時の検温対応・マスクの常時着用②こまめな手洗い・消毒③こまめな換気・身体的距離の確保等の基本的な感染防止対策を徹底し、皆様の健康と安全を第一に考え施設運営を実施してまいりますので、ご理解とご協力をいただけますよう、お願い申し上げます。

以上